

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県教育委員会は、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県教育委員会

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
① 事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
② 事務の概要	1 事務の概要 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年6月1日法律第144号。以下「法」という。)及び県要綱に基づき、特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者に対し、保護者の経済的負担能力に応じて、就学のため必要な経費の援助を行う。経費の支給にあたり、保護者から学校を経由し提出された世帯の収入に関する書類等を受領し、収入額・需要額を算定し、経費の支給のため支弁区分を決定する。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 収入額・需要額を算定し、経費の支給のための支弁区分を決定する事務(法第5条)
③ システムの名称	就学奨励費計算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学奨励費計算システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)法定事務 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の26の項 (2)独自利用事務 番号法第9条第2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項 別表第一の6の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
① 実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
② 法令上の根拠	[情報提供] (1)法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ネ、第44条第1号ネ (2)独自利用事務 ・番号法第19条第9号 ・番号利用等条例第4条の2 別表第四の1の項、2の項、4の項 [情報照会] (1)法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 (2)独自利用事務 ・番号法第19条第8号 ・番号利用等条例第4条第1項 別表第一の6の項
5. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	大分県教育庁教育財務課
② 所属長の役職名	教育財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県総務部県政情報課情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県教育庁教育財務課 所在地:〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話番号:097-506-5454(内線5454)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [◎] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[◎] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

